

掲載内容

第1章 建築法規を学ぶまえに

第1節 建築法規の歴史

- ① 建築法規の生い立ちとその意義
- ② 日本における建築規制の歴史
- ③ 建築基準法の沿革

第2節 建築に関する諸法令のあらまし

- ① 建築物の敷地・構造・設備に関する法令
- ② 特定の用途の建築物に関する法令
- ③ 営業許可に関する法令
- ④ 危険物等の取扱い・貯蔵・処理に関する法令
- ⑤ 建築設備に関する法令
- ⑥ 都市計画・土地利用・環境保全・公害対策などに関する法令
- ⑦ 建築・住宅・開発等の助成に関する法令
- ⑧ 民法その他権利関係の法令

第3節 建築法規を理解するための基礎知識

- ① 法令の種類
- ② 法令の形式
- ③ 法令の用語

第4節 建築基準法の特色と適用範囲

- ① 建築基準法の特色
- ② 建築基準法の構成と適用範囲
- ③ 技術的基準（実体規定）の適用除外

建築物の安全性を確保するための技術的基準（建築基準法における単体規定）

第1節 建築物の安全性の確保

- ① 建築物の安全性とは
- ② 特殊建築物における安全性とは
- ③ 基準の表現
- ④ 基準と技術者の態度

第2節 建築物と敷地

- ① 敷地の衛生と安全
- ② 災害危険区域及び宅地造成工事規制区域内等の建築

第3節 建築物の構造強度

- ① 構造設計の原則
- ② 構造部材等
- ③ 構造細則規定
- ④ 構造計算

第4節 建築物の防火と避難施設

- ① 防火・避難計画の考え方
- ② 構造制限と防火区画
- ③ 避難施設等
- ④ 内装制限
- ⑤ 排煙設備
- ⑥ 非常用の照明装置
- ⑦ 非常用の進入口
- ⑧ 非常用エレベーター
- ⑨ 中央管理室
- ⑩ 避雷設備
- ⑪ 地下街と地下道
- ⑫ その他

第5節 建築物の環境衛生などそのための構造・設備

- ① 居室の採光・換気
- ② 居室の天井・床の高さと床の防湿方法
- ③ 火気使用室の換気の基準
- ④ 地階における住宅等の居室
- ⑤ 共同住宅等の遮音構造
- ⑥ 階段の一般構造基準
- ⑦ 空気調和・換気設備
- ⑧ 便所と浄化槽
- ⑨ 給排水設備・その他の配管設備
- ⑩ 冷却塔設備
- ⑪ 昇降機（エレベーター、エスカレーター等）
- ⑫ その他の設備に関する基準
- ⑬ シックハウス対策

第5節 斜線制限と同程度の採光等を確保する建築物に係る同制限の適用除外

- ⑨ 日影による中高層建築物の高さの制限
- ⑩ その他

第5節 防火地域等

- ① 防火地域制の意義
- ② 防火・準防火地域内の建築制限
- ③ その他
- ④ 特定防災街区整備地区

第6節 地区計画等

- ① 地区計画等とは
- ② 地区計画・地区整備計画
- ③ 防災街区整備地区計画・特定建築物地区整備計画・防災街区整備地区整備計画
- ④ 沿道地区計画・沿道地区整備計画
- ⑤ 集落地区計画・集落地区整備計画

第7節 その他

- ① 総合的設計による一団地の建築物
- ② 連担建築物設計制度
- ③ 総合設計制度と一団地認定制度の一本化
- ④ 建築協定
- ⑤ 景観地区
- ⑥ 建築物の敷地が区域・地域・地区の内外にわたる場合の措置
- ⑦ 指定工作物

第4章 建築物ができるからなくなるまで—必要な手続など—

第1節 建築工事が着工されるまで

- ① 設計と建築士制度
- ② 確認申請
- ③ 指定確認検査機関
- ④ 確認審査
- ⑤ 許可申請
- ⑥ その他

第2節 建築工事の着工に伴って

- ① 建築工事届
- ② 確認の表示の義務
- ③ 工事現場の危害の防止
- ④ 工事中の特殊建築物等の使用制限
- ⑤ 工事中の安全上の措置等の計画の作成及び届出

第3節 工事の中間段階における検査

- ① 中間検査の申請
- ② 中間検査合格証の交付と特定工程後の工程の施工

第4節 工事の完了と建築物の使用開始

- ① 完了検査の申請
- ② 検査済証と特殊建築物等の使用制限

第5節 建築物の維持管理

- ① 増改築・移転・修繕・模様替
- ② 建築設備の設置
- ③ 用途変更
- ④ 定期的な調査・検査と報告

第6節 建築物の除却

- ① 建築物除却届

第7節 仮設建築物

第5章 用語の定義・法令【省略】

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区橋本町3番22号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2014.3)11641



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

図表による建築基準法の解説書！

2014 図解建築法規

編集 国土交通省住宅局建築指導課

本年版の特色

東日本大震災において多数生じた大規模空間を有する建築物の天井の脱落やエスカレーター等の脱落事故に対応するため、平成25年7月に改正された建築基準法施行令等の内容を盛り込んだ最新解説書です。

図表によるわかりやすい解説

建築法規の基礎知識から建築物の設計、工事着工、完了、維持管理にいたるすべての事項について、関連項目が一目でわかるよう、図や表を用いてわかりやすく解説した、建築法規のマニュアルです。

A5判・総頁1,140頁

本体価格 3,200円+税 送料実費

組見本
(A5判縮小)

第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準 291

(2) エスカレーター

エスカレーターに関する基準は、はさまれ防止、勾配等を仕様基準として規制した一般基準と性能規定化した階段及び主要な支持部分の強度、制動装置の構造に関する基準に適合する必要がある。

仕様基準については、エレベーター同様、特殊な構造又は使用形態のエスカレーターの基準を別途定めている。

図表 197 エスカレーターの構造基準【令129-12条】

仕様基準(第1項) -

はさまれ防止(第一号)、勾配(第二号)、手すり(第三号)、階段の幅(第四号)、定格速度(第五号)、地震等に対する
脱落防止(第六号)

特殊な構造又は使用形態のエスカレーターで国土交通大臣が定めた
構造方法(令第129条の3(2))

+

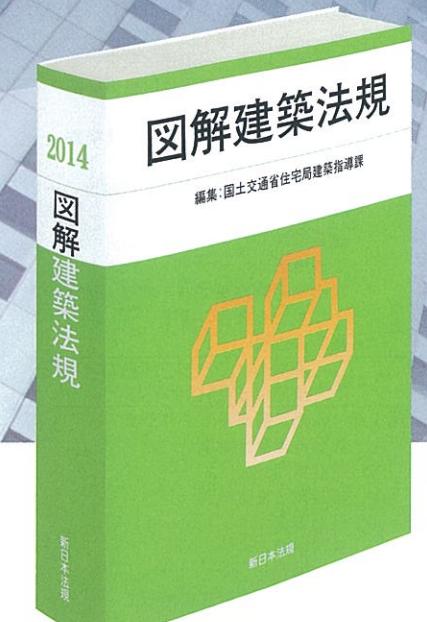
階段及び主要な支持部分
(手すり: 第2項、第3項)

性能規定の検証方法
例示仕様 or
エスカレーター強度検証法 or
認定

+

制動装置(第4項、第5項)

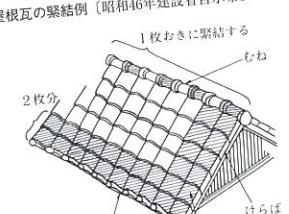
性能規定の検証方法



40 第2章 建築物の安全性を確保するための技術的基準
③ 鉄網モルタル塗帳壁におけるラスシート、ワイヤラス又はメタルラスの品質と下地への緊結措置
④ 網入りガラス以外のガラス入りはめごろし戸における硬化性シーリング材の使用禁止の原則
などが要求され、さらに、高さが31mを超える建築物の屋外に面する帳壁(上部からの構造耐力上の影響を受けない31m以下の部分を除く。)については、1/150の層間変位に対して脱落しないことが要求される(昭和46年建設省告示第109号)。

図表 12

屋根瓦の緊結例(昭和46年建設省告示第109号)



なお、特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして、
「セーフティム天井」)の構造は、構造耐力上安全なものとして、

創業1948年 新日本法規出版

0120-089-339 受付時間 8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)

ホームページ <http://www.sn-hoki.co.jp>

新日本法規 Web

で検索

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp